

お知らせ
インフォメーション

まちづくりに対する疑問、ご意見をお寄せください。
企画グループ ☎76-2151
FAX 76-2976

身体障がい者等の軽自動車税の減免申請について

身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳等をお持ちの方など（障がいのある方と生計を一にする方を含みます）が所有する軽自動車等で必要と認められるもの（一台に限ります）や、その構造が身体障がい者等の利用のための軽自動車等は、申請により軽自動車税が減免されます。
申請手続きには身体障害者

人権擁護委員の日「特設なんでも相談所」を開設

人権擁護委員は、法務大臣から委嘱され、地域住民の相談に応じています。相談は無料で、内容は離婚相談など家庭内の問題や、借地借家の問題、隣近所のもめごとなど幅広く、秘密は守られます。
「人権擁護委員の日」にちなんで、特設なんでも相談所を開設しますので、ご利用ください。
日時 6月1日（金）
午後1時～4時
会場 林業研修会館（役場隣）1階 図書室

北海道立北見病院は平成30年4月1日から指定管理者制度を導入しました

道では、住民の皆様により良い医療を提供するため、北海道立北見病院の運営を日本赤十字社に委任しました。
隣接する北見赤十字病院との一体的な運営により、これからも、オホーツク圏唯一の心臓血管外科をはじめ、循環器・呼吸器疾患の高度専門医療を提供してまいります。

★指定管理者制度とは？
道立病院など公の施設の管理運営を指定管理者に委任する制度です。

問い合わせ先 北海道道立病院局
経営改革課経営推進グループ
☎011-231-4111(内線25-873)

手帳等、運転免許証、送付された納税通知書、印鑑を持参して役場税務担当（6番窓口）に申請してください。
減免申請期限
平成30年5月30日（水）まで
問い合わせ先
住民企画課税務担当
☎76-2151
（内線220・221）

「平成30年度春のすずらん法律相談」のご案内

釧路弁護士会による無料法律相談が開催されます。ぜひ、この機会にご利用ください。
なお、相談は予約制となっておりますので、事前に電話にて予約をお願いいたします。
※事前に相談内容を把握するため、お申し込みの際に大まかな内容をお伺いいたします。
日時 5月18日（金）
午後1時～4時
会場（お一人30分程度）
林業研修会館（役場隣）2階 研修室
相談員 弁護士 櫻井 健太郎
弁護士 櫻井 健太郎
予約締切 5月16日（水）

〈津別町の人権擁護委員〉

修田建恵
鷹齋とし子
布瀬勝明
問い合わせ先
住民企画課住民環境グループ
☎76-2151(内線216)

5月12日は「民生委員・児童委員の日」です

5月12日からの1週間は、活動強化週間として、地域の訪問活動や声かけ運動を行います。今後とも、民生委員・児童委員活動へのご理解とご協力をお願いします。
問い合わせ先 保健福祉課
介護福祉グループ福祉担当
☎76-2151(内線277)

※定員6名 先着順
予約先
ともざわ法律事務所
☎0157-3219777

「消費者月間」の啓発活動を行います

毎年5月は全国一斉の「消費者月間」です。平成30年度全国統一テーマは「ともに築こう 豊かな社会へ誰一人取り残さない」。
現在、悪徳商法や詐欺、食の安全を脅かすような事件や事故などの様々な消費生活トラブルが私たちの身近にたくさんおこっています。このようなトラブルに巻き込まれないよう、消費者月間を機会に改めて消費生活について考えてみませんか。
期間 5月11日（金）～
5月31日（木）
場所 多目的活動センター
「さんさん館」※水曜日休館
内容
・啓発パンフレットの配布
・消費者被害防止パネル展示
問い合わせ先
産業振興課商工観光グループ
☎76-2151(内線258)

北海道心身障がい者総合相談所の巡回相談を実施

平成30年度の北海道心身障がい者総合相談所の巡回相談が行われます。
通常は札幌の相談所で行われませんが、近隣で相談できる貴重な機会になりますので、希望される方は、6月15日（金）までに役場の福祉担当までご連絡ください。
相談対象者
①18歳以上の身体障がい者で、電動車いす等の直接判定を要する補装具の交付を希望する方
②18歳以上の知的障がい者で、療育手帳の新規又は再判定を希望する方
③その他、専門的判定を必要とする方
開催月及び会場
・7月31日（火）・8月1日（水）
網走市総合福祉会館
・8月2日（木）
紋別市総合福祉センター
※次回開催予定
10月30日（火）・10月31日（水）
北見市総合福祉会館
問い合わせ先
保健福祉課
介護福祉グループ福祉担当
☎76-2151(内線234)



5月は「春の行楽期の交通安全運動」期間です

住民企画課
住民環境グループ

5月15日（火）から24日（木）は春の行楽期の交通安全運動期間です。
この時期は、観光レジャーなど車を利用して出かける機会が増え、また、産業が活発になる時期でもあり、交通量の増加が予想されます。さらに、雪解けにより、二輪車や自転車が増えるなど、交通事故の多発が懸念され、歩行者、運転者ともに、十分な
○飲酒運転の根絶

地域安全ニュース

美幌と津別の防犯協会と美幌警察署からの情報を掲載しています。内容については、各防犯協会又は警察署にお問い合わせください。

春の地域安全運動

『みんなで築こう、安全で安心な大地』
警察では5月11日から20日までの10日間「春の地域安全運動」を実施し、自治体や防犯協会、事業者、防犯ボランティアなどの地域住民の方々と連携し、犯罪のない安全で安心して暮らせる地域づくりを目指します。

〈メール〉
有料動画の未納料金が発生しています。本日中午にご連絡なき場合、法的手続きに移行します。
●●受付センター
☎03-●●●●-●●●●

〈ハガキ〉
消費料金に関する訴訟最終告知のお知らせ
貴方の利用されていた契約会社から契約不履行による民事訴訟として、訴状が提出されました…取り下げの問い合わせは
☎03-●●●●-●●●●

こんなハガキやメールは詐欺です！

離乳食教室に参加しませんか？

7～12ヶ月児の保護者を対象にした離乳食教室を開催します。教室内容は離乳食の進め方と試食などです。気軽に参加してみませんか？



日時 5月15日（火）
午前9時～11時
内容 講話と調理実習
場所 町民会館 1階和室、調理研修室
持ち物 エプロン、持っている方はお子さん用のスプーン、エプロン、おんぶひも、お子さん用のおもちゃ

参加費 無料
申込締切 5月9日（水）※参加人数が少ない場合は、教室を中止する場合があります。
申し込み・問い合わせ先
保健福祉課健康医療グループ
☎76-2151(内線231)

無料点検に応じたら…高額な請求がきた排水工事です！

「無料で排水管の点検をする」と業者が訪ねてきた。「話まっているので洗浄が必要」と言われ工事を頼んだ。当日、配水管の一部が割れ隣の家まで水が漏れていると写真を見せられ、「先に別の工事をした方がいい。50万円を30万円にする」と言われ、隣に迷惑をかけられないと思いい契約してしまった。

消費生活相談 Q&A

Q 点検を理由に各家庭を訪問し、点検後に不安をあまり必要のない工事などの契約を結ばせる手口です。一度も有効です。
◎美幌町消費生活センター
☎・FAX 72-0366
月～金曜日（祝祭日を除く）午前10時～午後4時

Q 無料点検に排水工事を要する、別の契約を迫られるケースもあります。必要な場合はきっぱり断りましょう。
契約後、工事完了後でもクーリング・オフや契約の取り消し等ができる場合があります。困ったときは、消費生活センターにご相談ください。玄関先に「訪問販売お断り」ステッカーを貼ることも有効です。